

東北文化学園大学と東松島市との包括連携に関する協定書

東北文化学園大学（以下「大学」という。）と東松島市は、相互の発展と充実に資するため、地域社会の活性化と保健・医療・福祉の増進、文化、教育、学術等の振興に係る連携及び協力を推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学と東松島市が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 大学と東松島市は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）保健・医療・福祉の向上に関すること。
- （2）教育・研究・文化の振興に関すること。
- （3）まちづくり、地域社会の活性化及び安全・安心に関すること。
- （4）人材の育成に関すること。
- （5）その他前条の目的を達成するために必要なこと。

（連携推進）

第3条 大学と東松島市が行う連携協力は、それぞれの事業の内容に応じて、双方の担当部署において計画的に推進する。

（守秘義務）

第4条 大学と東松島市は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 この協定の有効期間満了の3か月前までに、いずれからも協定解除の申入れがないときは、さらに3年間この協定が延長されたものとする。以降の取扱いについても同様とする。

(雑則)

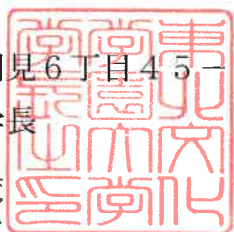
第6条 この協定書に定める事項に関して疑義が生じたとき、この協定書に定められた内容を変更するとき及びこの協定書に定めのない事項については、大学と東松島市が協議のうえで、別途、覚書を締結し、処理する。

この基本協定の締結を証明するため、協定書を2部作成し、それぞれが署名のうえ、各1部を保持する。

平成29年8月10日

宮城県仙台市青葉区国見6丁目45-1
東北文化学園大学 学長

土屋 滋



宮城県東松島市矢本字上河戸3-6番地1
東松島市 市長

渥美 巖

